

保育施設整備に係る不適正事案への対応状況について

1 グローバルキッズ小金井第二保育園に係る不正受給について

(1) 補助金の一部取消し及び返還命令

ア 返還命令額 1,417,500円

※ 設計費上乗せ金額1,512,000円の15/16(補助金額相当分)

イ 返還命令書交付年月日 令和5年2月24日

ウ 返還年月日 令和5年2月27日

(2) 加算金の請求

ア 加算金額 118,254円

※ 民法第404条第2項に基づき年利3%×1,015日

補助金交付日(令和2年5月18日)から返還日(令和5年2月27日)まで

イ 加算金の請求日 令和5年3月17日

ウ 納期限 令和5年4月13日

(3) 東京都への補助金申請額の修正及び一部返還

ア 修正金額 1,087,000円

※ 市への返還額×都補助金の補助率(23/30)を千円未満切上げ

イ 修正申請の提出年月日 令和5年3月17日

ウ 今後の対応

東京都からの補助額の再確定及び補助金返還通知を待って、都補助金の返還を行う。(令和5年4月予定)

2 株式会社コスモズの補助金過大受給及び不正受給について

(1) 同社から本市への報告状況

ア 令和5年2月1日に文書による報告あり

イ 同年3月17日に文書による報告あり(別紙1・2)

① この間、社内での自主点検及び顧問弁護士による調査を実施

- 自主点検 全園が対象。複数の見積り及び外構工事の有無に絞って、紙ベースの資料及び担当者への確認を、令和5年1月から2月にかけて実施
- 弁護士調査 園庭のある園が対象。紙ベース資料に加え、メール及び社内外の担当者・関係者の事情聴取を顧問弁護士が令和5年1月から3月初旬にかけて実施した。

種別	H30 第十	R元第六	R2 十八	R2 第十	R3 二十
自主点検	○	○	○	○	○
弁護士調査	○	—	○	○	—

※「H30 第十」は「平成30年度第十コスモ保育園への補助」を示す。

市内保育園について

- 第十コスモ保育園（平成30年度に補助金交付）
顧問弁護士による調査報告書あり。不正な受給なし。（別紙2）
- その他の保育園
同社の自主点検を実施。十八コスモ保育園（令和2年度）は弁護士調査を実施したが報告書未提出。いずれも不正な受給なしと認識。（別紙1）

(2) 保育課再調査における調査結果

補助2件で、対象外経費1,036,100円、過大受給額963,000円
(令和2年度第十コスモ保育園、令和3年度二十コスモ保育園)

※ 見積り変遷、諸経费率の高さ等の不分明な点あり。早急な調査・報告を要請

(3) 今後の対応

不分明と指摘した点も含めて市内施設の補助について弁護士調査を行い、令和5年4月15日までの報告を求めるとともに、不正及び過失の原因解明、不正受給に係る関係者の処分及び再発防止策の実施を求めた。

3 保育課再調査の状況

- (1) 対象 平成28年度以降の開設・認可・定員増に伴う改修に対する補助を行った全32施設

(2) 進捗状況

ア 全施設に工事の詳細な明細の提出を要請し、全施設が提出を完了

イ 補助金額に外構工事費分を含む17施設について内容を精査中

※ 防犯設備・防音フェンスなど安全及び周辺環境との関係で不可欠と認め

られる設備並びにその設置工事は、外構工事費でも補助対象となる。

- ウ (株)コスモズ関係5件の調査を終了。うち2件で過大受給が判明
補助金の申請及び請求に対象外経費分を含み、市は請求額どおり交付
- エ ウ以外は引き続き精査中。少なくとも10施設で対象外経費を含む。

(3) 今後の見通し

令和4年度内に保育課調査を終え、運営会社等との確認・協議の上、令和5年4月中に市議会に報告予定



2023年(令和5年)3月17日

小金井市長
白井 亨様

弊社の補助金過大収受案件について

小金井市内の各保育園に関する報告

株式会社コスモズ
代表取締役兼理事長
佐野 浩

浅春のみぎり、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて掲題の件につきまして、3月17日(金)現在の状況を以下にご報告させていただきます。ご査収のほど宜しくお願い申し上げます。

- (1) 1月25日(水)に東京新聞並びに翌26日(木)に読売新聞にて報道がありました。また昨日3月16日(木)に再度東京新聞並びに本日17日(金)に読売新聞に記事が掲載されました。関係者の皆様におかれましては、大変ご憂慮されていることと存じます。先ずはこのように新聞記事に掲載される事態に至ったことに対して深謝申し上げます。
- (2) 本件の契機は、昨年2022年(令和4年)12月15日(木)に、「関係行政当局」の担当者以下が来社して、新園の建築関連の補助金について過大な収受の疑義があるとの指摘があったことです。具体的には、2019年(平成31年・令和元年)4月開園の「みたいぐコスモ保育園」並びに2022年(令和4年)4月開園の「こだすずコスモ保育園」の園舎建築等に係る補助金です。
- (3) 自主的に両園を点検してみましたところ、過大に収受していることは明らかでした。従って、過大に収受した分は一刻も早く返納したいと考えました。
- (4) 先ず、小平市に1月16日(月)並びに三鷹市に1月19日(木)に、それぞれ顧問弁護士同道の上、それぞれ「上申書」を提出して、2019年(平成31年・令和元年)4月開園の「みたいぐコスモ保育園」並びに2022年(令和4年)4月開園の「こだすずコスモ保育園」の園舎建築に係る補助金の過大な収受が判明したことに対して深謝するとともに過大に収受した補助金の自主返納を申し入れました。更に3月15日(水)に至り、杉並区に同区内の「成田コスモ保育園」(2017年(平成29年)4月開園)

について、顧問弁護士の調査により、補助金の過大収受が明らかとなったため、上記2市と同様に「上申書」を提出し、自主返納を申しれました。

- (5) それに対して各自治体からは、本件のよって来る原因並びに経過を文書で提出することを求められました。当該文書につきましては、客観性の確保並びに恣意性の排除のため、顧問弁護士に作成を依頼しました。当該弁護士は、資料の確認並びに弊社関係者及び外部の事案関係者にも事情聴取を行いました。3月9日(木)に至り、弁護士より当該報告書の提出がありました。現在、順次、「関係行政機関」並びに各自治体に提出させて戴いているところです。
- (6) また江戸川区を1月20日(金)に訪問しました。本年4月に江戸川区平井に新規開園予定の「えどひらコスモ保育園」について、本日1月27日(金)が認可申請書類の提出期限の為、本件を受けて、申請の可否について、「お伺い書」を提出して、江戸川区の意向を確認したところです。江戸川区の回答は、申請書類については一旦「お預かり」ということにする。但し、「受領」ということではないとのことでした。
- (7) 過大な補助金収受の件については、「関係行政機関」とも協議の上、指摘のあった「みたいぐコスモ」並びに「こだすずコスモ」ばかりではなく、「駅前コスモ保育園」以降、これまでに開園した全園について、自主点検を行いました。点検については、全園の紙ベースの資料の確認及び担当者の退職並びに当時の補助金要綱に照らして調査しなければならないケースが判明するなど時間が予想外に掛かりました。1月25日(水)に関係行政当局に、「途中経過」ということで一旦報告しました。更に最終報告は、2月7日(火)に行いました。
- (8) さらに本件につきましては、今後、詳細並びに経過につきまして、いずれ関係者の皆様に向けて、説明会等の開催を検討中です。当該報告書の提出の日程もあり、開催日時等につきましては改めて弊社よりご報告させていただきたいと存じます。
- (9) また、本件につきましては、基本的に弊社本部にて対応中です。現場の各保育園においては、日常の保育に支障が出ないように、「関係行政機関」と相談のうえ、通常通りの対応させていただいております。
- (10) 尚、本件に関してのご照会・質問に関しては、各園ではなく、下記連絡先までいただけますようお願い致します(保育園への直接のお問い合わせはご遠慮いただけますようお願い申し上げます)。

株式会社コスモズ本部

TEL0422-383-3030(代表)

ア) 自主点検の内容

今般の自主点検では、「外構工事の有無」並びに「見積書が複数存在するか」否かという2点に絞って調査を行いました。

イ) 自主点検簿並びに点検担当者の報告

小金井市内の以下の7つの園については、今後、精査が必要と判断するが、「不正受給はない」と認識している。

- ① 十八コスモ：見積書が4件ある。精査必要。
- ② 駅前コスモ：外構工事有り。複数見積書あり。結論は問題無し。
- ③ 第二コスモ：複数見積り無し。結論は問題無し。
- ④ 第六コスモ：外構工事並びに複数見積書無し。結論は問題無し。
- ⑤ 第四コスモ：外構工事無し。複数見積書あり。精査必要。
- ⑥ 第十コスモ：(改修工事) 外構工事並びに複数見積書無し。結論は問題無し。
(新築工事) 外構工事あり。複数見積書あり。精査必要。
- ⑦ 二十コスモ：外構工事あり。複数見積書あり。結論は問題無し。

ウ) 弁護士の調査結果

現在のところ、調査結果が提出されているのは第十コスモのみです。

結論：「補助金不正の有無」

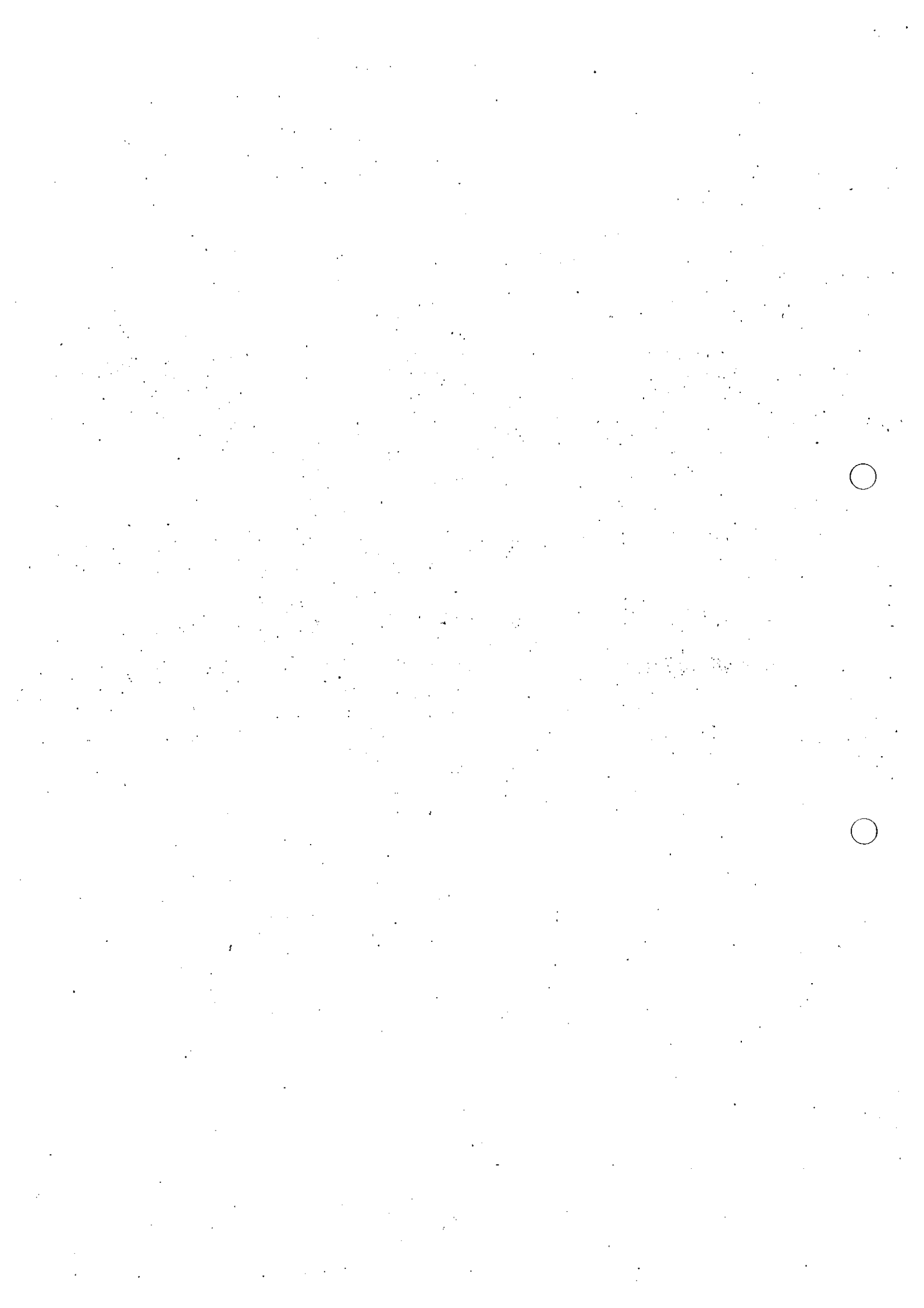
「第十コスモ保育園については、補助金不正が行われた形跡は見当たらなかった。

よって、補助金不正は認められないと考える。」

エ) 今後の調査等について

弁護士調査で不正がないと調査結果が出たのは、現在、第十のみです。十八については調査中ですが、弁護士から報告書は未だ提出されていません。今後は小金井市内の他の園についても、同様に弁護士調査を依頼します。又その時期並びに結果については、改めて貴市にご報告いたします。また期限については、4月15日という貴市からの要請がありますので、お応えしたいと存じます。

以上



2023年3月17日

小金井市長
白井 亨 様株式会社コスモズ
代表取締役 佐野 浩

弊社の第十コスモ保育園の補助金収受案件に関するご報告書

弊社は2019年(平成31年)4月1日に「第十コスモ保育園」(当初102名、小金井市東町4-10-9)を開園しました。この第十コスモ保育園について、補助金の過大受給がないか自主点検と外部の弁護士に調査を依頼しました。補助金の過大受給が判明いたしませんでした。

I. 調査の概要

①自主点検

過大な補助金収受の件については、関係行政機関とも協議の上、指摘のあった「みたいぐコスモ」並びに「こだすずコスモ」ばかりではなく、「駅前コスモ保育園」以降、これまでに開園した全園について、自主点検を行いました。自主点検については、全園の紙ベースの資料の確認及び担当者の退職並びに当時の補助金要綱に照らして調査しなければならないケースが判明するなど時間が掛かりました。その為、2月7日(火)に「関係行政当局」に、「途中経過」ということで一旦報告を上げました。更に「最終報告」は、顧問弁護士作成の「報告書」提出を以ってすることとしました。

②弁護士調査

弁護士の調査については、会社として、紙ベースの資料提出は言うに及ばず、現在並びに当時の社内外の担当者・関係者の事情聴取に応じるなど全面的に協力しました。また外部の関係者についても、弁護士からの依頼に従って、建設会社担当者並びに担当設計士に協力を依頼しました。また社外とのやり取りについては、「関係行政当局」への対処同様、当該職員のメールの履歴を過去に遡及してデータとして提出しました。

II. 調査の結果

調査については、中村法律事務所(東京都武蔵野市吉祥寺東町1の1の18 電話0422-21-3611)に依頼しました。当該調査の結果、弁護士による「不正行為」が検知されたのは、「成田コスモ保育園」、XXXXXXXXXX「みたいぐコスモ保育園」「こだすずコスモ保育園」の計4園です。

尚、後述のXXXX弁護士の調査結果は、主として「外構工事」等に関わる「不正事案」となりま

す。その以外の調査対象事項の「不正事案」の有無については、今後も継続して調査を続けて行きます。従って、本報告書はあくまで、「現時点の完成品」とご理解ください。

また、中村法律事務所に対しては次の諸点について確認・調査もお願いしました。

2023年3月6日

弁護士 [REDACTED] 様

株式会社コスモズ

代表取締役 佐野 浩

常務取締役 大川 平三郎

兼務取締役 白倉 功

お忙しいとは思いますが、次のことをお願いします。

①3月8日(水)10時に、こちらの臨時取締役会があるのですが、申し訳ないのですが、その会議に間に合うように「補助金過大收受案件」の調査報告書(未完成でも仕方なし)を送っていただけませんか。

②以下のことを調査報告書の一部として調べていただけませんか。

⑦依頼している保育園の工事内容等の内容報告を(有) [REDACTED] に送り、そのコピーを株コスモズに送っているのは、何の意味かお調べください。

⑧(有) [REDACTED] の [REDACTED] 設計士が武蔵境コスモ保育園新築工事に当たって、初めて [REDACTED] 株を紹介した事、同じく、みたいぐコスモ保育園の建設に当たって(株) [REDACTED] を初めて紹介した事、同じく、こだすずコスモ保育園の建設業者の [REDACTED] 株も [REDACTED] 設計士紹介であった事の確認をお願いします。

⑨逆に [REDACTED] 設計士の紹介でない(株) [REDACTED]、(株) [REDACTED]、(株) [REDACTED] は、およそ13の保育事業の建設や改修工事等を行いながら、補助金の過大受給は起きていない。逆に [REDACTED] 設計士が紹介した6の保育事業の建設の内、4の事業において、補助金の過大受給が起きている事実。

⑩ [REDACTED]、成田コスモ保育園、みたいぐコスモ保育園、こだすずコスモ保育園の建設にあたり、(有) [REDACTED] の [REDACTED] 設計士が、それぞれの工事の設計管理の任務にあった事実の確認。

⑪2月20日(月)10:00に [REDACTED] 氏が [REDACTED] 弁護士、 [REDACTED] 弁護士、 [REDACTED] のいる理事長室に来て、こだすずコスモ保育園の過大受給に関し、「勘違いとするなら、それは、それでいいです」といいに来たことを調査の一部として報告されたい。

以上

この確認・調査のお願いをしたのですが、中村法律事務所の調査結果は、以下のようなものでした。

補助金不正受給の有無・内容に関する調査結果

【第十コスモ保育園新築工事】

2023. 3. 9

【略称(肩書は当時)】

- ・株式会社コスモズ → コスモズ
- ・同社 [REDACTED] → [REDACTED]
- ・同社 [REDACTED] → [REDACTED]
- ・同社 [REDACTED] → [REDACTED]
- ・ [REDACTED] 株式会社 → [REDACTED]
- ・株式会社 [REDACTED] → [REDACTED]
- ・ (有) [REDACTED] → [REDACTED]
- ・同社 [REDACTED] 一級建築士 → [REDACTED] 建築士

第1 基礎データ

- (1) 開園時期/定員 平成31年4月/当初102名(現在135名)
- (2) 設計/施工 [REDACTED]/[REDACTED]
- (3) 工事請負契約締結日 平成30年7月31日
- (4) 建設費(工事請負金額) 税込み162,972,000円
- (5) 入札 なし(随意契約)

第2 調査方法

以下1の見積書・請求書入手したほか、以下2の関係者から聴取して、「補助金の不正受給」の有無・内容に焦点を絞って分析した。

1 見積書・請求書

第十コスモ保育園新築工事に関する見積書等は、以下のもの入手し、分析した。

工事件名	(株) [redacted]	(株) [redacted]
新築計画・新築工事	①H30.5.25 付御見積書 ②H30.7.31 付御見積書 (③R1.9.11 付御見積書)	
防音フェンス工事	H30.9.11 付御見積書	①H30.9.11 付御見積書 ②H30.9.28 付御見積書 ③H31.2.26 付御請求書
メッシュフェンス工事他		①H30.9.11 付御見積書 ②H31.2.17 付御見積書
備品工事		H30.12.18 付御見積書
追加変更減額工事	H31.1.20 付御見積書	①H31.1.31 付御見積書 ②H31.1.31 付御見積書(追加工事)
目隠しフェンス追加工事		H31.3.5 付御見積書 ※H31.1.31 付御見積書(追加工事)の追加工事(2)の内容と同じ
増員改修工事		①R2.7.23 付御見積書 ②R2.7.23 付御見積書 ③R2.9.8 付御見積書

2 関係者からの聴取内容

以下の関係者に面談して聴取し、また、資料を受領した。

- (1) [redacted]…多数回、面談聴取した。
- (2) [redacted] 建築士…令和5年1月24日・3月1日に面談聴取した。
- (3) [redacted] の [redacted] 氏…聴取を申し入れたが、断られた。
- (4) コスモズの [redacted] 氏、 [redacted] 氏、 [redacted] 氏…令和5年3月3日に面談聴取した。
[redacted] 氏…令和5年3月6日に面談聴取した。
[redacted] 氏… 面談聴取した。
- (5) コスモズの [redacted] 氏作成の令和3年2月2日付け「第十コスモ保育園新築工事について」(以下「[redacted] 報告書」)

第3 各工事の分析・結論

1 新築計画・新築工事 【3通】 ※補助金対象

ア [] の平成30年5月25日付御見積書

工事件名: 第10コスモ保育園新築計画

金額: 税込み1億8640万8000円(税抜き1億7260万円)

- ・工事件名が新築「計画」で、押印なし。
- ・「床暖房設備工事」「外構工事」「看板・植栽工事」「遊具工事」の金額はいずれも「別途」となっている。
- ・見積内容工事区分表には、「設備・外構」の欄があり、「24 鉄骨階段工事」「34 土間コン・アスファルト・外部フェンス・植栽・駐車場ライン引き・車止め・縁側」「35 外灯工事(電源配管・配線含む)」「36 U字溝工事など」に「○」が付いている。また、「30・サイン・看板工事」にも「○」が付いている。

イ [] の平成30年7月31日付御見積書

工事件名: 第10コスモ保育園新築工事

金額: 税込み1億6297万2000円(税抜き1億5090万円)

- ・工事件名が新築「工事」で、押印あり。
- ・上記アより、2170万円(税抜き)減額されている。
- ・「Ⅷ 厨房設備工事」、「Ⅸ 外構工事/既存撤去・植栽含む」、「Ⅹ 外構フェンス工事」、「Ⅺ 外部サイン工事/園名板・地球儀モニュメント」はいずれも「別途工事」とされており、見積書の含まれていない。「別途工事」の契約書は存在しているとのこと。
- ・見積内訳書(45)に、現場経費・現場管理・会社経費として、[] 1260万円、[] 746万円の計上あり。

ウ [] の令和元年9月11日付御見積書

工事件名: 第10コスモ保育園新築工事

金額: 税込み1億6297万2000円

- ・すべて上記イと同一だが、押印なしで、印刷した年月日が異なるだけ。

【結論】 上記イの見積金額で契約し、補助金を申請している(別紙 [] 報告書)。上記イの見積書は、外構工事などを「別途工事」として除外しているため、補助金不正は認められない。

2 防音フェンス工事 【3通】 ☆請求書1通あり ※補助金対象

ア [] の平成30年9月11日付御見積書

工事件名: 防音フェンス工事

金額:税込み774万6300円(税抜き717万2500円)

・内訳明細書が付いている。押印あり。

イ [] の平成30年9月11日付御見積書

工事件名:防音フェンス工事

金額:税込み756万円(税抜き700万円)

・平成30年9月11日付の [] の [] 氏から [] 宛てメールに添付されており、

「補助金申請は [] 様の見積りでお願いできれば幸いです。」と書いてある。

・内訳明細書が付いている。押印あり。

ウ [] の平成30年9月28日付御見積書

工事件名:防音フェンス工事

金額:税込み702万円(税抜き650万円)

・平成30年9月28日の [] の [] 氏の [] 宛てメールに添付されており

「積水樹脂で見積もりをしておりましたが、同等品で四国化成の商品がありました」と書いてある。

・内訳明細書が付いている。押印あり。

エ [] の平成31年2月26日付御請求書

工事件名:防音フェンス工事

金額:税込み756万円(税抜き700万円)

・内訳明細書が付いていない。請求書表紙の1枚のみ。押印あり。

【結論】756万円の請求書(エ)が [] から発行されているから、上記イの見積書により契約したことがわかる。この見積金額で [] と契約し、補助金を申請している(別紙 [] 報告書)。上記ウの商品変更はせずに、上記イの見積書で工事するよう依頼し、その見積書通りに工事をしたことになるため、補助金不正は認められない。

3 メッシュフェンス工事他 【2通】 ※外構工事のため補助金対象外

ア [] の平成30年9月11日付御見積書

工事件名:メッシュフェンス工事他

金額:税込み816万4800円(税抜き756万円)

・平成30年9月12日の [] の [] 氏から [] 宛てのメールに添付されている。

・押印なし。内訳明細書が付いている。

イ [] の平成31年2月17日付御見積書

工事件名:メッシュフェンス工事他

金額:税込み868万3200円(税抜き804万円)

・押印あり。内訳明細書が付いている。

【結論】上記イの見積金額で契約し、その通り工事を行った(別紙■■■■報告書)。メッシュフェンス工事は外構工事で補助金対象外であるため、補助金申請せず、補助金を受領していない(別紙■■■■報告書)。よって、補助金不正はない。

4 備品工事 【1通】 ※補助金対象

平成30年12月18日付御見積書

工事件名:備品工事

金額:税込み29万4840円 押印あり。

【結論】備品工事の見積書この1通しかない。全額が補助金対象となる工事であるため(別紙■■■■報告書)、補助金不正はない。

5 追加変更減額工事・目隠しフェンス追加工事 【4通】 ※外構工事のため補助金対象外

ア ■■■■の平成31年1月31日付御見積書

工事件名:追加・変更・減額工事

金額:税込み403万9200円

・押印なし。内訳明細書が付いている。

・平成31年2月15日の■■■■・■■■■氏の■■■■宛てメールに添付されており、「第十コスモ保育園の追加変更減額の見積書を添付します。補助金等で■■■■の見積書及び支払が必要であれば、■■■■様に直接支払をしていただければ幸いです。」とある。

イ ■■■■の平成31年1月(2月?)20日付御見積書

工事件名:第10コスモ保育園新築工事追加変更減額工事

金額:0円(税込み)

・押印なし。内訳明細書が付いている。

・平成31年2月20日の■■■■・■■■■氏の■■■■宛てメールに添付されており「第十コスモ保育園追加変更減額の見積書を添付します。■■■■様の見積書を基にプラスマイナス「0」で作成しました。(補助金用として)…問題なければ、押印正本をしてお届けします。■■■■様の追加変更減額¥4,039,200-は、■■■■さんと直接交渉していただけたら幸いです。」

・2月20日のメールに添付されていたこと、上記アの見積書を踏まえていることから、イ

の見積書の作成日は1月20日でなく、2月20日だと思われる。

ウ [] の平成31年3月5日付御見積書

工事件名:目隠しフェンス追加工事他

金額:税込み142万5600円(税抜き136万6300円)

・押印なし。内訳明細書が付いている。

・「エントランス入口」「花壇工事他」の2つの工事費用の合算。

・下記エの見積書(5,248,800円)の追加工事(2)(税抜き1,326,300円)と内訳明細が同じ。上記アの見積書(4,039,200円)とは重複しない。

エ [] の平成31年1月31日付御見積書

工事件名:追加工事

金額:税込み524万8800円(税抜き486万円)

・押印あり。内訳明細書が付いている。

・「追加工事(1)」「追加工事(2)」の2つの工事費用の合算。

・「追加工事(2)」の内訳明細は、上記ウの内訳明細を取り込んだものと思われる。よって、エの見積書は3月5日以降に作成されたが、上記アの当初見積書の目付にしたと思われる。

【結論】上記エの見積書で契約し、この見積書通りに工事をした(別紙 [] 報告書)。外構工事は補助金対象外であるため、補助金申請せず、補助金を受領していないため(別紙 [] 報告書)、補助金不正はない。

6. 増員改修工事 【2通】 ※補助金対象

ア [] の令和2年7月23日付御見積書

工事件名:増員改修工事

金額:税込み2497万円(税抜き2270万1117円)

・押印あり。内訳明細書が付いている。

・外構工事あり。68万2500円。

イ [] の令和2年7月23日付御見積書 ※2020年

工事件名:増員改修工事

金額:税込み2607万円(税抜き2370万4367円)

・1枚目の題字下に「OK、7/29 佐野」の手書きあり。

・押印あり。内訳明細書が付いている。

・外構工事あり。82万2500円。

ウ [] の令和2年9月28日付御見積書

工事件名:増員改修工事

金額:税込み2636万7000円(税抜き2397万円)

- ・押印あり。内訳明細書が付いている。
- ・外構工事あり。82万2500円。
- ・実際の契約金額は、この見積書記載の金額である(26,367,000円)。

【結論】増員改修工事は補助金対象なので、補助金申請をしている。契約書には上記ウの見積書が添付され、上記ウの見積金額で契約している。
上記ウの見積書の内訳明細書に「外構工事」の項目があるため、「補助金対象外である外構工事分の補助金の交付を受けるために、外構工事の項目を削除して他の項目に振り分ける」等の工作はされていない。よって、補助金不正は認められない。

7 結論；補助金不正の有無

第十コスモ保育園については、補助金不正が行われた形跡は見当たらなかった。
よって、補助金不正は認められないと考える。

以上

報告書を受けて

報告書を確認し、弊社の認識と齟齬がある点はございますが、第三者である弁護士が作成した報告書を原則的に評価します。ただし、①3頁の株式会社コスモズの三取締役が弁護士様様に調査依頼していますが、②(有)の設計士が紹介した6の保育事業の建設の内、4の事業において、補助金の過大受給が起きている事実、③第十コスモ保育園の建設にあたり、(有)の設計士が工事の設計管理の任務にあった事実、④平成30年7月31日付の(株)の「工事請負契約書」(仮称)第十コスモ保育園新築工事の請負代金額税込み162,972,000円の提案を受けて、社として契約し、補助金の受給をした事実、この二つの事実は事実ですから、弁護士が作成した報告書の評価より、社としては重要視せざるを得ません。

そのことはそのこととして、弊社とすれば、安定した保育環境の確保、再発の防止を最優先として、社内組織の改編、コンプライアンス遵守をすすめてまいります。

創業者である佐野浩は代表取締役を辞任し、新たに社外取締役を増員いたします。

他の保育園の過大受給の責任をとり、5月までに代表取締役を辞任し、その時までには新体制を発足させ、子ども、保護者に迷惑をかけないようにし、保育を守っていく所存です。そのように致しますので、今回の他の保育園での過大受給につきましては、何とぞ、ご理解とご容赦していただけますよう再度伏してお願いする次第です。

Ⅲ. 対策、改善策について

以上の他の保育園での補助金の過大受給があった経過を踏まえて、次の事を順次、対策・改善事項として行ってきました。

①不正等を疑わせるメールの送受信に規程がなく、ために「補助金の過大收受の一因となっている」との認識から、2023年1月11日の臨時取締役会で、「①不正等を疑われる文書・メール送付・発信は役員会(三役会)又は取締役会の承認を得る事、②不正又は不正を疑われる文書・メールが来た場合は役員会(三役会)、又は取締役会に報告し、その決定に従う事」を決めました。

②他の保育園で補助金の過大受給があるため、当社職員の⑦補助要綱の理解、とりわけ行政、設計士、業者との連携、又は担当取締役との報告、分担等々を高め、就中設計監理の任にある者の責任等を明確にするため、2月21日の取締役会で以下の「新設園等の補助金過大受給等対策規則」を議決しました。

○ 新設園等の補助金過大受給等対策規則

○ 1条、本規則は「新設園等の補助金過大受給等対策規則」と称する。

○ 2条、本規則は新設園等の補助金過大受給等を防止する事を目的とする。で

○ 3条、(株)コスモズの企画部職員は新設園の計画申請までを所掌事務とし、以降は総務、財務の職員が担当所掌事務となっている。

○ 4条、新設園等の設計は契約した設計士に子どもが安全に保育され、保育士等が働きやすい職場となるよう依頼している。設計士には設計監理も委託している。

○ 5条、新設園等の市や区の補助金要綱等を、新設園等に関わる企画部職員、総務部職員、財務部職員、設計士は熟読玩味し、4者で内容の統一化をはかり、理解しておくこと。建設業者の見積書については適切か否か、その他の外構工事契約書等が必要か否か、等々を吟味し、工事契約書の締

結前に、上司に報告すること。

○ 6条、特に設計の変更、開発や外構工事等々がある場合は行政と相談の上、4者で内容の共通理解をはかり、補助金の過大申請、過小申請にならない様、注意し、必要に応じて、上司に報告、相談すること。

○ 7条、特に、設計士、設計監理の業務にあたる者は、業者との関係、担当職員との関係、行政との関係を概括的に、時系列的に、俯瞰的に見える立場にあるので、補助金の過大受給、過小受給にならない様、注意を払われたい。取締役等管理職も、違法精神のもと、補助金等の過大受給にならないよう、一層の注意を払われたい。

○ 8条、補助金の過大受給等が疑われる事態が発生した場合、上司に報告し、必要に応じて、三役会、取締役会にも、報告すること。

○ 9条、設計監理にあたる者とは、この規則との捺印、調印を別にしておくこと。

③さらに、今後弁護士を社外取締役等に任じ、法令遵守をさらにすすめる所存です。

④又、特定の設計士とその設計士の紹介による建設事業者との間で「補助金の過大受給」が生じたことを反省し、設計士の複数化及び新設計士の採用等々を検討しています。

⑤職員の中、参与・評議員の中から、公益通報者保護制度の活用、推進の声も出ています。

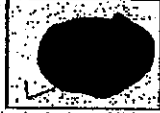
順次、これらも採用し、強化を検討中です。

以上5点を他の園での補助金過大收受の反省点、対策・改善点として、今後二度と同じことを生じさせないよう、固く決意する次第です。

IV. 具体的対策

前記の「新設園等の補助金過大受給等対策規則」でも記したように、「業者との関係、担当職員との関係、行政との関係を工事の変更等も含め、概括的に、時系列的に、俯瞰的に、見える立場」にあるのは設計管理者である。従って、今後「設計監理者による工事適正証明書に各責任者、事業者が押印し、提出又は保管する」を定めます。下の書類はその一例です。

総務部	財務部	法務部	企画部	起案者
日付 2/27	日付 2/27	日付	日付	日付
●	●	/	●	●


 理事長印
 2023 (令和5) 年 2 月 20 日

株式会社コスモズ
代表取締役 佐野 浩 様

コスモ保育園内装工事につきましては、設計監理者の立場より、以下の点ご報告申し上げます。

記

- 設計監理費用につきましては、本物件の設計監理費用以外の費用は一切含まれておりません。
- 一般競争入札で決定した工事費用につきましては、施設整備補助金対象とならない項目は無く、また、複数の見積書が存在した経過もありません。

以上

有限会社 [Redacted]
 代表取締役 [Redacted]

処分等について

なお、他の園で「補助金過大収受」の「経緯」と「原因」が最終確定した時点で、就業規則の制裁にのっとり、取締役、管理職職員、一般職員の責任を明確にし、対処する所存です。

同時に、原因追求時、関係業者に対し、必要に応じて法的対応をする事も検討しています。

V. 付記

さらに今からおよそ2年前、令和3年(2021年)4月6日並びに同年5月10日に、「[REDACTED]法律事務所」から都合2回にわたり「書留内容証明郵便物」で「ご通知」が届いた(別紙参照)。内容の詳細は、当該文書に譲るとして、要点は、武蔵境コスモ保育園・みたいぐコスモ保育園の2園に係る新園建設に係る「補助金の水増し・流用」並びに「ふちしらコスモ保育園の不正入札(弁護士によれば公訴時効)」に関するものであった。

またこれら法令違反行為について、実態及び原因について、第三者を交えた調査委員会の調査並びに報告の要求があった。期限内に回答が無い場合は、関係行政機関に対する外部通報を行うことを申し入れていました。

当時は、「市民運動新聞」に關係する内容と認識して、「株式会社コスモズ」として対応をしないままとなっております。今から振り返れば、事の重大性に鑑み、当時に真摯に対応していれば、今般の事態に至らなかったものと悔やまれます。

以上